

○内閣府
農林水産省 令第 号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

農林水産大臣 野上浩太郎

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第十条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。)(預金等媒介業務(金融サービスの提供に関する法律第十一條第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))を行う者に限る。)が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面(第十条の二十六第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。)を交付している場合</p> <p>五 〔略〕</p>	<p>(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第十条の二十四 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合</p> <p>五 〔同上〕</p>

〔2〕5 略〕

(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十八 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限る。)が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

(貯金者等への情報の提供)

第十一条 〔略〕

〔2〕4 略〕

5 組合は、一の貯金等に係る契約の締結について、当該組合を所

〔2〕5 同上〕

(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第十条の二十八 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

〔2〕4 同上〕

(貯金者等への情報の提供)

第十一条 〔同上〕

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

属組合とする特定信用事業代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が貯金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該貯金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（専門子会社の業務等）

第三十四条 「略」

2 「略」

3 法第十一条の六十六第一項第三号及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

「一〇五 略」

「四〇六 略」

7 法第十一条の六十六第一項第六号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

「一〇七 略」

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第四十条各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。））

（専門子会社の業務等）

第三十四条 「同上」

2 「同上」

3 法第十一条の六十六第一項第三号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

「一〇五 同上」

「四〇六 同上」

7 「同上」

「一〇七 同上」

八 合理的な経営改善のための計画（法第九十二条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条

式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〜ハ 略」

九 「略」

8 法第十一条の六十六第一項第六号の二の主務省令で定める要件は、農業協同組合連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十一条の六十六第一項第六号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「略」

〔9〕13 略

第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〜ハ 同上」

九 「同上」

8 「同上」

一 法第九十二条の三第一項に規定する銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十一条の六十六第一項第六号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「同上」

〔9〕13 同上

14 法第十一条の六十六第一項第七号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社とする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農業協同組合連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むものでなければならぬ。

〔一〇三 略〕

四 法第十一条の六十六第一項第一号の二、第三号の二又は第五号から第六号の二までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号から第二十九号までを除く。）に掲げる業務を営むもの。

〔五・六 略〕

15 〔略〕

（従属業務等）

第三十五条 〔略〕

2 法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

〔一〇四の二 略〕

四の三 保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一

14 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 法第十一条の六十六第一項第一号の二又は第五号から第六号の二までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号から第二十九号までを除く。）に掲げる業務を営むもの。

〔五・六 同上〕

15 〔同上〕

（従属業務等）

第三十五条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇四の二 同上〕

〔号を加える。〕

条第三項に規定する保険媒介業務をいう。第五十七条の三十六
第三号の二において同じ。）

〔五〽三十一 略〕

〔3〽7 略〕

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十七条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡
財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第九十二条
の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀
行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、
次に掲げる事項を審査するものとする。

〔一〽三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと
。

〔イ〽ハ 略〕

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（
更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなさ
れた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその
法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参
与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本
における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本に
おける代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でそ
の取消しの日から五年を経過しない者

〔五〽三十一 同上〕

〔3〽7 同上〕

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十七条の七 〔同上〕

〔一〽三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〽ハ 同上〕

ニ 〔同上〕

〔1〕(9) 略

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十二条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十二条の二第一項の

〔1〕(9) 同上

〔加える。〕

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（法第九十二条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第九十二条の二第一項の

許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、水産業協同組合法第六十条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十二条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係

許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、水産業協同組合法第六十条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十二条の二第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

るものに限る。)を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔(1)～(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項(第二号を除く。)の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ト 「同上」

〔(1)～(9) 同上〕

〔加える。〕

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 前号ニ(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔ロ〕ニ 略〕

〔六・七 略〕

(特定信用事業代理業者の貯金者等に対する情報の提供)

第五十七条の十四 第十一条の規定は、準用銀行法第五十二条の十四第二項の規定による特定信用事業代理業者が行う貯金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十一条第五項中「当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）」とあるのは、「当該特定信用事業代理業者の所属組合」と読み替えるものとする。

(貯金等との誤認防止)

第五十七条の十五 特定信用事業代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2〕4 略〕

五 〔同上〕

イ 前号ニ(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔ロ〕ニ 同上〕

〔六・七 同上〕

(特定信用事業代理業者の貯金者等に対する情報の提供)

第五十七条の十四 第十一条の規定は、準用銀行法第五十二条の十四第二項の規定による特定信用事業代理業者が行う貯金者等に対する情報の提供について準用する。

(貯金等との誤認防止)

第五十七条の十五 特定信用事業代理業者が、金融商品の販売（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2〕4 同上〕

(組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項)

第五十七条の三十一の二十 法第九十二条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者(同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十七条の三十一の二十六及び第五十七条の三十一の四十五第一号において同じ。))を含む。以下同じ。)が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十七条の三十一の三十五第二項、第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十七において同じ。)を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為(第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務(当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限る。)に關して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電

(組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項)

第五十七条の三十一の二十 法第九十二条の五の三第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者(同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。第五十七条の三十一の二十六及び第五十七条の三十一の四十五第一号において同じ。))を含む。以下同じ。)が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十七条の三十一の三十五第二項、第五十七条の三十一の三十六及び第五十七条の三十一の三十七において同じ。)を受けて法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為(第五十七条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務(当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限る。)に關して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十二条の五の三第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十二条の五の三第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「略」

(信用事業に関連する事業)

第五十七条の三十六 法第九十二条の六第五項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

「一〇三 略」

三の二 金融サービスの提供に関する法律第十七条第一項の規定により組合が行うことができる保険媒介業務に係る事業

「四〇七 略」

別表第二(第五十七条の二十七関係)

届出事項	記載事項	添付書類
「略」	解散年月日	「一〇三 略」
特定信用事業代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき		
金融サービスの提	登録又は変更登録を	一 理由書

2 「同上」

(信用事業に関連する事業)

第五十七条の三十六 「同上」

「一〇三 同上」

「号を加える。」

「四〇七 同上」

別表第二(第五十七条の二十七関係)

届出事項	記載事項	添付書類
「同上」	解散年月日	「一〇三 同上」
特定信用事業代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき		
「項を加える。」		

備考 表中の「」の記載は注記である。	供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	受けた年月日
	二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し	

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年 大蔵省 農林水産省 令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第七条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等（令第九条第一項第一号に規定する組合等をいう。第七条の二十九第一項第四号及び第二十五条の三において同じ。）を所属組合（法第百六条第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者が法第百九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）<u>第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。</u>）（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一條第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一條第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七條の三第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面（第七条の二十七第十七号及び第十八号に掲げる</p>	<p>(特定貯金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第七条の二十五 「同上」</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等（令第九条第一項第一号に規定する組合等をいう。第七条の二十九第一項第四号及び第二十五条の三において同じ。）を所属組合（法第百六条第三項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）とする特定信用事業代理業者が法第百九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合</p>

事項を併せて記載するものに限る。)を交付している場合

五 「略」

〔2〕5 略

(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七条の二十九 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限る。)が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 略

(貯金者等に対する情報の提供)

第八条 「略」

五 「同上」

〔2〕5 同上

(特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第七条の二十九 「同上」

〔一〕三 同上

四 一の特定貯金等契約の締結について、当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

〔2〕4 同上

(貯金者等に対する情報の提供)

第八条 「同上」

〔2〕4 略〕

5 組合又は連合会は、一の貯金等に係る契約の締結について、当該組合若しくは連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が貯金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該貯金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条 〔略〕

2 〔略〕

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の四から第四号の七までに掲げる業務を除く。）とする。

〔一〕四の二 略〕

四の三 金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務（次項第三号の五において「保険媒介業務」という。）

四の四 四の七 〔略〕

〔五〕十五 略〕

4 法第八十七条の二第二項第二号（法第百条第一項において準用

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

（組合又は連合会の子会社の範囲等）

第二十六条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 法第十七条の十四第二項第一号及び第二号に掲げる組合についての同条第一項第二号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（法第十七条の十四第二項第二号に掲げる組合にあつては、第四号の三から第四号の六までに掲げる業務を除く。）とする。

〔一〕四の二 同上〕

〔号を加える。〕

四の三 四の六 〔同上〕

〔五〕十五 同上〕

4 〔同上〕

する場合を含む。)の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする(組合のために行う場合を含む)。

〔一〕三の四 略〕

三の五 保険媒介業務

〔四〕二十八 略〕

(連合会の子会社となる専門子会社の業務等)

第二十七条 〔略〕

2 〔略〕

3 法第八十七条の二第一項第三号(法第百条第一項において準用する場合を含む。第十四項第一号イにおいて同じ。)及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

〔一〕五 略〕

〔4〕6 略〕

7 法第八十七条の二第一項第六号の二(法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第七号において同じ。)の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

〔一〕三の四 同上〕

〔号を加える。〕

〔四〕二十八 同上〕

(連合会の子会社となる専門子会社の業務等)

第二十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 法第八十七条の二第一項第三号(法第百条第一項において準用する場合を含む。第十項第一号イにおいて同じ。)の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

〔一〕五 同上〕

〔4〕6 同上〕

7 〔同上〕

「二〇七 略」

八 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第二十四
四条の二各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）
、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定す
る保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）
、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀
行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若し
くは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれ
らの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。
）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲
げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて
、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況
が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している
会社

九 「イ〇ハ 略」

八 法第八十七条の二第一項第六号の二の主務省令で定める要件は
、連合会又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該
当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各
号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等が
行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第
八十七条の二第一項第六号の二の事業に係る計画をいう。）が

「二〇七 同上」

八 合理的な経営改善のための計画（法第七十七条第一項に規定す
る銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項
に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を
含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長
期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株
会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社
又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」
という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務につい
て次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするもの
であつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経
営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施
している会社

九 「イ〇ハ 同上」

八 「同上」

一 法第七十七条第一項に規定する銀行等による人的な又は財政上
の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をそ
の内容に含む事業計画（法第八十七条の二第一項第六号の二の

作成されていること。

二 「略」

〔9〕13 略

14 法第八十七条の二第一項第七号（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この項及び第十八項において同じ。）の主营业务省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）とする。ただし、当該持株会社が前条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むものでなければならない。

〔一〕三 略

四 法第八十七条の二第一項第一号の二、第三号の二又は第五号から第六号の二まで（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号まで及び第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五〕六 略

〔15〕19 略

（特定信用事業代理業の許可の審査）

事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「同上」

〔9〕13 同上

14 「同上」

〔一〕三 同上

四 法第八十七条の二第一項第一号の二又は第五号から第六号の二まで（これらの規定を法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する会社を子会社とする持株会社にあっては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに前条第一項各号及び第四項各号（第十八号から第二十二号まで及び第二十四号から第二十六号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五〕六 同上

〔15〕19 同上

（特定信用事業代理業の許可の審査）

第五十条の七 農林水産大臣及び金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）は、法第百六条第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

〔一〕三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〕ハ 略〕

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔1〕(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）

第五十条の七 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上〕

ニ 〔同上〕

〔1〕(9) 同上〕

〔加える。〕

を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第百八条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により法第百六条第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第百八条第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により法第百六条第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法

第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第百六条第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(9) 略〕

第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第百六条第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 「同上」

〔1〕(9) 同上〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 前号二(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔ロ〜ニ 略〕

〔六・七 略〕

〔加える。〕

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 「同上」

イ 前号二(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔ロ〜ニ 同上〕

〔六・七 同上〕

(特定信用事業代理業者の貯金者等に対する情報の提供)

第五十条の十四 第八条の規定は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による特定信用事業代理業者が行う貯金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第八条第五項中「当該組合若しくは連合会を所属組合とする特定信用事業代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）」とあるのは、「当該特定信用事業代理業者の所属組合」と読み替えるものとする。

(貯金等との誤認防止)

第五十条の十五 特定信用事業代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第九条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2〕4 略〕

(組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項)

第五十条の三十一の二十 法第百十一条第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六条

(特定信用事業代理業者の貯金者等に対する情報の提供)

第五十条の十四 第八条の規定は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による特定信用事業代理業者が行う貯金者等に対する情報の提供について準用する。

(貯金等との誤認防止)

第五十条の十五 特定信用事業代理業者が、金融商品の販売（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第九条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2〕4 同上〕

(組合と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項)

第五十条の三十一の二十 法第百十一条第二項第三号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者（同条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第百十六条

第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第五十条の三十一の二十六及び第五十条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六及び第五十条の三十一の三十七において同じ。）を受けて法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第百十一条第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「略」

別表第三（第五十条の二十七関係）

届出事項記載事項添付書類

第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。第五十条の三十一の二十六及び第五十条の三十一の四十五第一号において同じ。）を含む。以下同じ。が特定信用事業電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六及び第五十条の三十一の三十七において同じ。）を受けて法第百十条第二項各号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第百十一条第一項に規定する組合が行うことができる措置に関する事項とする。

2 「同上」

別表第三（第五十条の二十七関係）

届出事項記載事項添付書類

備考 表中の「」の記載は注記である。	「略」	<p>特定信用事業代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき</p> <p>金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種類に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種類に係るものに限る。）を受けたとき</p>	解散年月日	「一」～「三」略
	<p>登録又は変更登録を受けた年月日</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し</p>		
	「同上」	<p>特定信用事業代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき</p> <p>「項を加える。」</p>	解散年月日	「一」～「三」同上

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部
改正)

第三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年大蔵省令第一号)の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務の代理の認可の申請等) 第十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>「一〇十三 略」</p> <p>十四 業務代理組合が、次のいずれにも該当しないと認められること。</p> <p>イ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある者</p> <p>「(1)・(2) 略」</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（解散の命令又は更新の拒否の場合にあつては、当該解散の命令又は更新の拒否の処分がなされた日。以下この(3)及びロにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は外国銀行の日本における代表者であつた者で、その取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>「(i)～(x) 略」</p> <p>(ii) 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。</p>	<p>(業務の代理の認可の申請等) 第十一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇十三 同上」</p> <p>十四 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>「(1)・(2) 同上」</p> <p>(3) 「同上」</p> <p>「(i)～(x) 同上」</p> <p>「加える。」</p>

（）の規定により同法第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種類に係るものに限る。（5）において同じ。）を取り消された場合

〔iii〕 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている(i)から(ii)までに規定する認可、免許、許可若しくは登録（当該認可、免許、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の認可、免許、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、免許、許可若しくは登録の更新を拒否された場合

(4) 「略」

(5) 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十条第一項及び農林中央金庫法第九

〔ii〕 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により、当該外国において受けている(i)から(ii)までに規定する認可、免許、許可若しくは登録（当該認可、免許、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の認可、免許、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、免許、許可若しくは登録の更新を拒否された場合

(4) 「同上」

(5) 銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十条第一項及び農林中央金庫法第九

十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービス^{（一）}の提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。（6）において同じ。）から五年を経過しない者

(6) 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは第五十二条の三十六第一項、貸金業法

十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。（6）において同じ。）から五年を経過しない者

(6) 銀行法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは第五十二条の三十六第一項若しくは貸

第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務又は同条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務の種類と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

(7) 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

「(i)～(v) 略」

(ii) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(iii) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

(8) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締

金業法第三条第一項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

(7) 「同上」

「(i)～(v) 同上」

「加える。」

(ii) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

(8) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等

りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ イ(3)(i)から(iii)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ハ 「略」

〔十五〜二十四 略〕

二十五 業務代理組合において、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十二条第一項、第二項及び第四項又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第九条第一項、第二項及び第四項の規定の例により、当該業務代理組合の窓口（前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行わない窓口を除く。）において、貯金等との誤認を防止するための措置が講じられること。

〔二十六〜三十一 略〕

三十二 業務代理組合における利用者に関する情報について、次に掲げる事項を確保する措置が講じられること。

の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ イ(3)(i)から(ii)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ハ 「同上」

〔十五〜二十四 同上〕

二十五 業務代理組合において、金融商品の販売（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十二条第一項、第二項及び第四項又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第九条第一項、第二項及び第四項の規定の例により、当該業務代理組合の窓口（前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為を行わない窓口を除く。）において、貯金等との誤認を防止するための措置が講じられること。

〔二十六〜三十一 同上〕

三十二 「同上」

イ 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業において取り扱う利用者に関する非公開金融情報（当該業務代理組合の役員又は職員が職務上知り得た利用者の貯金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の利用者の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく組合業務等（保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び保険媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。）に係る業務を除く。ロにおいて同じ。）に利用されないこと。

〔ロ・ハ 略〕

〔三十三～四十 略〕

〔4～12 略〕

附則

（信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法施行規則の適用関係）

第三十四条 法附則第三十二条第一項の規定により農林中央金庫法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる農林中

イ 前項第三号イ(1)から(3)までに掲げる行為のいずれかを行う事業において取り扱う利用者に関する非公開金融情報（当該業務代理組合の役員又は職員が職務上知り得た利用者の貯金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の利用者の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（第三十号に規定する情報又は前号に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該利用者の同意を得ることなく組合業務等（保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）に係る業務を除く。ロにおいて同じ。）に利用されないこと。

〔ロ・ハ 同上〕

〔三十三～四十 同上〕

〔4～12 同上〕

附則

（信託兼営銀行とみなされる特定承継会社に係る農林中央金庫法施行規則の適用関係）

第三十四条 「同上」

中央金庫法施行規則（平成十三年^{内閣府令第十六号}）の規定中
 農林水産省
 同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と
 する。

読み替える農 林中央金庫法 施行規則の規 定		読み替える字句
第七十九条第 一号	及び破綻金融機関の 権利義務の全部又は 一部を承継する金融 機関	、破綻金融機関の権 利義務の全部又は一 部を承継する金融機 関及び経営困難特定 承継会社（農林中央 金庫及び特定農水産 業協同組合等による 信用事業の再編及び 強化に関する法律附 則第三十三条第二項 の規定により適用す る農水産業協同組合 貯金保険法第二条第 五項に規定する経営 困難農水産業協同組 合のうち、特定承継

読み替える農 林中央金庫法 施行規則の規 定		読み替える字句
第七十九条第 一号	及び破綻金融機関の 権利義務の全部又は 一部を承継する金融 機関	、破綻金融機関の権 利義務の全部又は一 部を承継する金融機 関及び経営困難特定 承継会社（農林中央 金庫及び特定農水産 業協同組合等による 信用事業の再編及び 強化に関する法律附 則第三十三条第二項 の規定により適用す る農水産業協同組合 貯金保険法第二条第 五項に規定する経営 困難農水産業協同組 合のうち、特定承継

第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定	〔略〕	第九十五条第 五項第八号	
		又は令第四十四条各 号に掲げる者	
		承継会社	会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第九十五条第五項第八号、第九十七条第二項第二号並びに第二百三十三条第四号ニ及び第五号イにおいて同じ。）であるものをいう。）

第三十五条 〔同上〕	〔同上〕	〔項を加える。〕	
			会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第九十七条第二項第二号並びに第二百三十三条第四号ニ及び第五号イにおいて同じ。）であるものをいう。）

承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

項	〔略〕
	銀行法第十六条の二第一項第四号及び第四号の二に規定する主務省令で定める業務

2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三十四条の三十七第四号	(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中	(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中

項	〔同上〕
	銀行法第十六条の二第一項第四号に規定する主務省令で定める業務

2 〔同上〕

〔同上〕	読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三十四条の三十七第四号	(10) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中	(10) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中

小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中
央金庫法、貸金業法又は金融サービス
の提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録
(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可

小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中
央金庫法、貸金業法又は金融サービス
の提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録
(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可

小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中
央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録
(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、

小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中
央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録
(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、

、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

(12) 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし

又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

(11) 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法

		<p>第三十四条の 三十七第四号 ト(11)</p>		<p>(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた場合</p>	<p>(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた場合</p>
		<p>第三十四条の 三十七第四号 ト(10)</p>		<p>(10) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監</p>	<p>(10) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監</p>

<p>第三十四條の 三十七第四号 チ</p>	
<p>チ 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合</p>	<p>れた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者</p>
<p>チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等</p>	<p>れた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者 (12) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員</p>
<p>第三十四條の 三十七第四号 チ</p>	
<p>チ 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合</p>	<p>査役、会計監査人又はこれらに準ずる者</p>
<p>チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等</p>	<p>査役、会計監査人又はこれらに準ずる者 (11) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員</p>

法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中
央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行

協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中
央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその

法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中
央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五

協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中
央金庫法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた

を受けることがな
くなつた日から五
年を経過しない者

刑の執行を受ける
ことがなくなつた
日から五年を経過
しない者

リ 銀行法第五十二
条の十五第一項の
規定により同法第
五十二条の九第一
項若しくは第二項
ただし書の認可を
取り消された場合
、同法第五十二条
の五十六第一項（
長期信用銀行法第
十七条、信用金庫
法第八十九条第五
項、労働金庫法第
九十四条第三項、
協同組合による金
融事業に関する法
律第六条の五第一
項、農業協同組合
法第九十二条の四

年を経過しない者

日から五年を経過
しない者

リ 銀行法第五十二
条の十五第一項の
規定により同法第
五十二条の九第一
項若しくは第二項
ただし書の認可を
取り消された場合
、同法第五十二条
の五十六第一項（
長期信用銀行法第
十七条、信用金庫
法第八十九条第五
項、労働金庫法第
九十四条第三項、
協同組合による金
融事業に関する法
律第六条の五第一
項、農業協同組合
法第九十二条の四
第一項、水産業協
同組合法第百八条

第一項、水産業協同組合法第百八条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許

第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第百六条第一

イ	第三十四條の 三十七第五号	
	(11)まで 経過しない者	
中央金庫が法第二十	(12)まで 経過しない者（農林	可、水産業協同組 合法第百六条第一 項の許可若しくは 農林中央金庫法第 九十五条の二第一 項の許可を取り消 された場合又は長 期信用銀行法第十 七条において準用 する銀行法第五十 二条の十五第一項 の規定により長期 信用銀行法第十六 条の二の二第一項 若しくは第二項た だし書の認可を取 り消された場合に おいて、その取消 しの日から五年を 経過しない者
イ	第三十四條の 三十七第五号	
	(10)まで 経過しない者	
中央金庫が法第二十	(11)まで 経過しない者（農林	項の許可若しくは 農林中央金庫法第 九十五条の二第一 項の許可を取り消 された場合又は長 期信用銀行法第十 七条において準用 する銀行法第五十 二条の十五第一項 の規定により長期 信用銀行法第十六 条の二の二第一項 若しくは第二項た だし書の認可を取 り消された場合に おいて、その取消 しの日から五年を 経過しない者

〔略〕	第三十四条の 三十七第五号	チまで	七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消の日から五年を経過しない特定承継会社であつた者)
	二	リまで	

(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係)

第三十六条 法附則第三十三条第一項の規定により令附則第十四条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

〔同上〕	第三十四条の 三十七第五号	チまで	七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消の日から五年を経過しない特定承継会社であつた者)
	ハ	リまで	

(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則以外の命令の適用関係)

第三十六条 〔同上〕

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第五項第一号	〔略〕	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十三条第二項第一号及び第三十四条第五項第一号	又は令第四十五条各号に掲げる者	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）
	〔略〕	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十三条第二項第一号及び第三十四条第五項第一号	又は令第四十五条各号に掲げる者	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第五項第一号	〔同上〕	〔項を加える。〕	次に掲げる者	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）
	〔同上〕	〔項を加える。〕	次に掲げる者	次に掲げる者並びに特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）

<p>農業協同組合法施行規則第六十一条第四</p>	<p>「略」</p> <p>農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第四十二条第一項第一号</p>	<p>銀行</p>	<p>漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第七項第八号</p>
<p>次に掲げる業務</p>	<p>銀行</p>	<p>銀行、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六十一条第四項第一号の二及び第六十六条第一項第十一号において同じ。）</p>	<p>又は令第二十四条の二各号に掲げる者</p>
<p>次に掲げる業務及び特定承継会社の業務</p>	<p>銀行、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六十一条第四項第一号の二及び第六十六条第一項第十一号において同じ。）</p>	<p>銀行、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六十一条第四項第一号の二及び第六十六条第一項第十一号において同じ。）</p>	<p>、令第二十四条の二各号に掲げる者又は特定承継会社</p>

<p>農業協同組合法施行規則第六十一条第四</p>	<p>「同上」</p> <p>農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第四十二条第一項第一号</p>	<p>銀行</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>次に掲げる業務</p>	<p>銀行</p>	<p>銀行</p>	<p>銀行、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六十一条第四項第一号の二において同じ。）</p>
<p>次に掲げる業務及び特定承継会社の業務</p>	<p>銀行、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六十一条第四項第一号の二において同じ。）</p>	<p>銀行、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六十一条第四項第一号の二において同じ。）</p>	<p>銀行、特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第六十一条第四項第一号の二において同じ。）</p>

金融サービス	<p>資金融移動業者に関する内閣府令第十五条第五項</p>	「略」	<p>項第一号の二 農業協同組合法施行規則第六十六条第一項第十一号</p>	<p>項第一号の二</p>
及び第二十九条各号	<p>、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令</p>		<p>令第四十五条各号に掲げる者</p>	
、第二十九条各号に	<p>、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十八年財務省令第八号）において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令</p>		<p>令第四十五条各号に掲げる者、特定承継会社</p>	
「項を加える。」	<p>資金融移動業者に関する内閣府令第十五条第五項</p> <p>、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令</p> <p>、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十八年財務省令第八号）において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令</p>	「同上」	<p>「項を加える。」</p>	<p>項第一号の二</p>

<p>金融サービス 仲介業者等に 関する内閣府 令第四十六條 第十六号</p>	<p>仲介業者等に 関する内閣府 令（令和三年 内閣府令第 号）第四 十六條第一号</p>
<p>第四十二條第三項</p>	<p>に掲げる者</p>
<p>第四十二條第三項（ 農林中央金庫及び特 定農水産業協同組合 等による信用事業の 再編及び強化に関す る法律施行令（平成 九年政令第八号）附 則第十七條において 準用する場合を含む</p>	<p>掲げる者及び特定承 継会社（農林中央金 庫及び特定農水産業 協同組合等による信 用事業の再編及び強 化に関する法律（平 成八年法律第一百八 号）附則第二十六條 第一項に規定する特 定承継会社をいう。 第一百一條第一項第 十二号及び第一百八 條第八号において同 じ。）</p>
<p>「項を加える。」</p>	

<p>金融サービス仲介業者等に 第四項 令第六十二条</p>	<p>金融サービス仲介業者等に 関する内閣府 令第六十二条</p>	<p>銀行代理業者 又は再編強化法第二 条第二項に規定する 信用農水産業協同組 合連合会</p>	<p>金融サービス 仲介業者等に 関する内閣府 令第六十二条 第三項</p>
<p>協同組織金融機関を</p>	<p>銀行代理業者</p>	<p>又は再編強化法第二 条第二項に規定する 信用農水産業協同組 合連合会</p>	<p>第四十二条第三項</p>
<p>協同組織金融機関及 び特定承継会社を</p>	<p>銀行代理業者及び農 業協同組合</p>	<p>、再編強化法第二 条第二項に規定する信 用農水産業協同組合 連合会又は再編強化 法附則第二十六条第 一項に規定する特定 承継会社</p>	<p>。第四十二条第三項（ 農林中央金庫及び特 定農水産業協同組合 等による信用事業の 再編及び強化に関す る法律施行令附則第 十七条において準用 する場合を含む。）</p>
<p>「項を加える。」</p>	<p>「項を加える。」</p>	<p>「項を加える。」</p>	

関する内閣府 令百十一 条 第一項第 十二 号	金融サー ビス 仲介業者 等に 関する内 閣府 令百十八 条 第八号	信託会社	
	信託会社、 特定承継 会社		

(他の命令の適用)

第四十一条 令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合連合会とみなして、第四十号から第五十九号までに掲げる命令の規定を適用する。

「一〇五十八 略」

五十九 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（第二十四条、第二十九条第九号及び第四十一条第一号に限る。）

2 令附則第二十四条の規定により前項各号に掲げる命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	「項を加える。」
--	----------

(他の命令の適用)

第四十一条 令附則第二十四条の主務省令で定める命令は、次のとおりとし、特定承継会社を銀行とみなして、第一号から第三十九号までに掲げる命令の規定を適用し、特定承継会社を信用農業協同組合連合会とみなして、第四十号から第五十八号までに掲げる命令の規定を適用する。

「一〇五十八 同上」

「号を加える。」

2 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「略」	銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら	、金融サービスの提供に関する法律若しくは銀行法又はこれら	「略」	銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ホ	又は金融サービスの提供に関する法律	場合において	「略」	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

「同上」	銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	貸金業法若しくは又はこれら	貸金業法、若しくは銀行法又はこれら	「同上」	銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ホ	又は貸金業法	場合において	「同上」	読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第四条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(預金者等に対する情報の提供)</p> <p>第六十条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 農林中央金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。</p> <p>(農林債の債権者に対する情報の提供)</p> <p>第六十一条 農林中央金庫は、農林債を取り扱う場合には、前条（第五項を除く。）に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。</p> <p>(預金の受払事務の委託等)</p> <p>第六十六条 農林中央金庫は、次の各号に掲げる預金又は資金の貸</p>	<p>(預金者等に対する情報の提供)</p> <p>第六十条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>(農林債の債権者に対する情報の提供)</p> <p>第六十一条 農林中央金庫は、農林債を取り扱う場合には、前条に定めるところに準じた方法により顧客に対する情報の提供を行うものとする。</p> <p>(預金の受払事務の委託等)</p> <p>第六十六条 農林中央金庫は、次の各号に掲げる預金又は資金の貸</p>

付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（農林中央金庫代理業者（法第九十五条の三第二項の規定により農林中央金庫代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。）に農林中央金庫代理業（法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。）に係る業務として委託する場合又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合若しくは同項第三号に規定する特定漁業協同組合若しくは同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合に同法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（媒介を含む。）に係る業務として委託する場合を除く。）には、当該各号に定める措置を講じなければならない。

「一・二 略」

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第八十五条 農林中央金庫は、農林中央金庫、農林中央金庫代理業者又は子金融機関等（法第五十九条の二の二第二項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う農林中央金庫関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいい、法第九十五条の三第二項の規定により農林中央金庫代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。）に農林中央金庫代理業（法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。）に係る業務として委託する場合又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合若しくは同項第三号に規定する特定漁業協同組合若しくは同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合に同法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（媒介を含む。）に係る業務として委託する場合を除く。）には、当該各号に定める措置を講じなければならない。

「一・二 同上」

（顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置）

第八十五条 農林中央金庫は、農林中央金庫、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は子金融機関等（法第五十九条の二の二第二項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う農林中央金庫関連業務に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措

〔一〇四 略〕

〔2・3 略〕

（特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し第四百七条の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において読み替えて準用する金融商品取引法第三十条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第八十五条の二十四第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五 〔略〕

〔2〇5 略〕

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない

置を講じなければならない。

〔一〇四 同上〕

〔2・3 同上〕

（特定預金等契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十五条の二十二 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し第四百七条の二第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面を交付している場合

五 〔同上〕

〔2〇5 同上〕

（特定預金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない

場合)

第八十五条の二十六 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し第四百四十七条の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〜4 略〕

（預金者等に対する情報の提供）

第八十五条の三十八 第六十条（第五項を除く。）の規定は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による農林中央金庫が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

（専門子会社の業務等）

第九十五条 〔略〕

場合)

第八十五条の二十六 〔同上〕

〔一〜三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該農林中央金庫代理業者が法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し第四百四十七条の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

〔2〜4 同上〕

（預金者等に対する情報の提供）

第八十五条の三十八 第六十条の規定は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による農林中央金庫が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

（専門子会社の業務等）

第九十五条 〔同上〕

2 「略」

3 法第七十二条第一項第三号及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

「一〇五 略」

4 「略」

5 法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

「一〇七 略」

八 合理的な経営改善のための計画（農林中央金庫、銀行等（銀行又は令第四十四条各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするも

2 「同上」

3 法第七十二条第一項第三号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

「一〇五 同上」

4 「同上」

5 「同上」

「一〇七 同上」

八 合理的な経営改善のための計画（農林中央金庫、法第九十五条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の

のであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〜ハ 略」

九 「略」

6 法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等又は農林中央金庫による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等又は農林中央金庫が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第七十二条第一項第九号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「略」

「7〜11 略」

12 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）とする。ただし、当該持株会社が第九十七条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農林中央金庫、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

「一〜三 略」

期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

「イ〜ハ 同上」

九 「同上」

6 「同上」

一 法第九十五条の三第一項に規定する銀行等又は農林中央金庫による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等又は農林中央金庫が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第七十二条第一項第九号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 「同上」

「7〜11 同上」

12 「同上」

「一〜三 同上」

四 法第七十二条第一項第一号の二、第三号の二又は第八号から第九号の三までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五・六 略〕

13 〔略〕

（従属業務等）

第九十七条 〔略〕

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

〔一〇十一 略〕

十一の二 金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務

〔十二〇三十九 略〕

〔三〇七 略〕

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第二百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

四 法第七十二条第一項第一号の二又は第八号から第九号の三までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

〔五・六 同上〕

13 〔同上〕

（従属業務等）

第九十七条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〇十一 同上〕

〔号を加える。〕

〔十二〇三十九 同上〕

〔三〇七 同上〕

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第二百二十三条 〔同上〕

「一〇三 略」

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

「イ〜ハ 略」

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、これらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

「(1)〜(9) 略」

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令

「一〇三 同上」

四 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ 「同上」

「(1)〜(9) 同上」

「加える。」

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受け

の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第八十一条において準用する場合を含む。)の規定により法第九十五条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第六十一条の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項

ている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第八十一条において準用する場合を含む。)の規定により法第九十五条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第六十一条の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項

の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十五条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔(1)～(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令

項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十五条の二第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 〔同上〕

〔(1)～(9) 同上〕

〔加える。〕

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役

の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 前号二(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

〔ロ〕ニ 略〕

〔六・七 略〕

（農林中央金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第百三十条 第六十条の規定は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による農林中央金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第六十条第五

項中「農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定す

役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 「同上」

イ 前号二(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、

その取消しの日から五年を経過しない者

〔ロ〕ニ 同上〕

〔六・七 同上〕

（農林中央金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第百三十条 第六十条の規定は、準用銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による農林中央金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

る農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一十号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）とあるのは、「農林中央金庫」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止）

第三百三十一条 農林中央金庫代理業者が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第六十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2〕4 略〕

（農林中央金庫と農林中央金庫電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第四百七十七条の十六の五 法第九十五条の五の三第二項第三号の事務省令で定める事項は、農林中央金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第九十五条の五の九第六項の規定により当該農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供

（預金等との誤認防止）

第三百三十一条 農林中央金庫代理業者が、金融商品の販売（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一十号）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第六十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2〕4 同上〕

（農林中央金庫と農林中央金庫電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項）

第四百七十七条の十六の五 法第九十五条の五の三第二項第三号の事務省令で定める事項は、農林中央金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいい、法第九十五条の五の九第六項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。第四百七十七条の十六の十七及び第百

に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第百四十七条の十六の十七及び第百四十七条の十六の三十六第一号において同じ。)

(をを含む。以下同じ。)

が農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第百四十七条の十六の二十六第二項、第百四十七条の十六の二十七及び第百四十七条の十六の二十八において同じ。)

を受けて法第九十五条の五の二第二項各号に掲げる行為(第百四十七条の十六の三に規定する行為を除く。)

を行う場合において、当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の業務(当該農林中央金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。)

に關して当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該農林中央金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2 [略]

(農林中央金庫と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項)

第百四十七条の十六の九 法第九十五条の五の五第三項第四号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者(農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電

四十七条の十六の三十六第一号において同じ。)

(をを含む。以下同じ。)

が農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第百四十七条の十六の二十六第二項、第百四十七条の十六の二十七及び第百四十七条の十六の二十八において同じ。)

を受けて法第九十五条の五の二第二項各号に掲げる行為(第百四十七条の十六の三に規定する行為を除く。)

を行う場合において、当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者の業務(当該農林中央金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。)

に關して当該農林中央金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該農林中央金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該農林中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに農林中央金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2 [同上]

(農林中央金庫と特定信用事業電子決済等代行業者との間の契約に定めなければならない事項)

第百四十七条の十六の九 法第九十五条の五の五第三項第四号の主務省令で定める事項は、特定信用事業電子決済等代行業者(農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電

子決済等代行業者（同法第九十二条の五の八第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供に關する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）又は水産業協同組合法第百十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第百十六条第六項の規定により当該特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者（金融サービスの提供に關する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。）を含む。）をいふ。以下同じ。

（が特定信用事業電子決済等代行業再委託者（農業協同組合及び農林水産省令第一号）第五十七条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第五十条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者をいふ。以下この条において同じ。）の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）を受けて農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（農業協同組合及び農林水産省令第二号の三十一の十八に規定する行為を除く。）又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為（漁業協同組

子決済等代行業者（同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる同条第一項に規定する電子決済等代行業者を含む。）又は水産業協同組合法第百十一条第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（同法第百十六条第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる同条第一項に規定する電子決済等代行業者を含む。）をいふ。以下同じ。）が特定信用事業電子決済等代行業再委託者（農業協同組合及び農林水産省令第一号）第五十七条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第五十条の三十一の二十第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業再委託者をいふ。以下この条において同じ。）の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この条において同じ。）を受けて農業協同組合法第九十二条の五の二第二項各号に掲げる行為（農業協同組合及び農林水産省令第二号の三十一の十八に規定する行為を除く。）又は水産業協同組合法第百十条第二項各号に掲げる行為（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務（当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に關して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利

合等の信用事業等に関する命令第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。)を行う場合において、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者の業務(当該特定信用事業電子決済等代行業者に委託した業務に限る。)に関して当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十五条の五の五第一項の同意をしている会員農水産業協同組合等(法第五十四条第四項第十号の三に規定する会員農水産業協同組合等をいう。以下同じ。)が行うことができる措置に関する事項とする。

別表第二(第四百四十三条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
農林中央金庫代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき 金融サービスの提供に関する法律第	解散年月日	一 理由書 二 金融サービスの

用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該特定信用事業電子決済等代行業者が行う措置並びに当該特定信用事業電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第九十五条の五の五第一項の同意をしている会員農水産業協同組合等(法第五十四条第四項第十号の三に規定する会員農水産業協同組合等をいう。以下同じ。)が行うことができる措置に関する事項とする。

別表第二(第四百四十三条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
農林中央金庫代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき 「項を加える。」	解散年月日	一 理由書 二 金融サービスの

<p>十二条の登録（預 金等媒介業務の種 別に係るものに限 る。）又は同法第 十六条第一項の変 更登録（預金等媒 介業務の種別の追 加に係るものに限 る。）を受けたと き</p>		<p>提供に関する法律 第十四条第二項（ 同法第十六条第二 項において準用す る場合を含む。） の通知の写し</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>			

附 則

この命令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。